

第九回はんだ山車まつりロゴマーク使用規定

(趣旨)

この使用規定は、「第九回はんだ山車まつり」の公式ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用基準について定めるものとする。

(使用の目的)

「第九回はんだ山車まつり」を市内外にPRすることを目的とする。

(使用の範囲)

非商品（景品等）、広報媒体等に使用可能とする。

(申請及び審査)

制作物のサンプル・イメージを添えて、第九回はんだ山車まつり実行委員会に所定の様式により申請し、使用目的、内容などについて、実行委員会による審査を受けなければならない。

ロゴマークを使用し商品化（有料）したい場合は、「公式認定グッズ」に認定される必要があり、認定された商品には「公式認定グッズ専用ロゴマーク」を使用しなければならない。

(使用料)

ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用できる対象者)

個人、事業者、NPO法人等の市民活動団体、行政関係者とする。

(図柄等)

- (1) ロゴマークのデザインは、別紙一覧のとおりとする。
- (2) サイズを縮小しすぎると、細部がつぶれ、再現性や美しさを欠く恐れがあるため、文字がはっきりと読める大きさで使用すること。
- (3) 使用者は、以下のようにロゴマークを改変して使用することはできない。

- ・ 文字毎のサイズおよび文字間のスペースを変更すること
- ・ 変形（長体・平体・斜体）すること
- ・ 陰影をつけて表示すること
- ・ 異なるカラーに変更すること（モノクロ（白と黒）での使用を除く）
- ・ 周辺にその他の図形を表示するなど、識別を損なう表示をすること
- ・ バランス比を変更すること

(保護エリア)

独立性、識別性を保つため、使用の際は、その周辺に一定の保護エリアを設け、この領域内には他のデザイン要素や文字などは表示しないこと。保護エリアは、ロゴマークの短辺の1/4程度とし、表示にあたっては可能な限り大きな余白スペースを設けるよう配慮すること。

(使用上の遵守事項)

- (1) 許可を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 法令や公序良俗に反することや、特定の企業、政治、思想、宗教等の売名に使用しないこと。
- (3) 使用の権利を譲渡しないこと。
- (4) 商標登録出願を行わないこと。
- (5) 不当な利益を得るために使用しないこと。

(その他)

- (1) 審査後の内容等に変更が生じた場合、ただちに申し出なければならない。
- (2) 本基準に定めていない使用範囲等によりロゴマークを使用する場合、別途実行委員会と協議するものとする。
- (3) 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、半田市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

この基準は、令和5年2月13日より適用する。

以上

はんだ山車まつり画像データ等使用基準

(目的)

第1条 この基準は、「第九回はんだ山車まつり」の広報及びPRを目的に第九回はんだ山車まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が所有する「はんだ山車まつりに係る画像データ等」（以下「画像データ等」という。）を使用する際に必要となる事項を定めるものとする。

(使用の条件)

第2条 画像データ等の使用については、次の要件をすべて満たすことを条件とする。

- (1) 第九回はんだ山車まつりの広報及びPRを目的に使用すること。
- (2) 法令や公序良俗に反しないこと。
- (3) 特定の企業、政治、思想、宗教等の売名に使用しないこと。
- (4) 使用の権利を譲渡しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 不当な利益を得るために使用しないこと。
- (7) ロゴマークの使用については、「第九回はんだ山車まつりロゴマーク使用規定」に沿ってしようすること。

(使用申請)

第3条 画像データ等を使用しようとする者は、「はんだ山車まつり画像データ等使用申請書」に必要な書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

(使用料)

第4条 画像データ等の使用料は、無料とする。

(責任の制限)

第5条 画像データ等を使用する者が、画像データ等の使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合においても、実行委員会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

附 則

この基準は、令和5年2月13日から施行する。